

公正入札調査委員会設置要領

1 目的

本県が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を確保し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に的確に対応するため、県民局が発注する建設工事等に係る情報には当該県民局の行政事務所（中部、西部、吾妻、利根沼田、東部の5事務所）の長（以下「工事検査実施行政事務所長」という。）を、その他の建設工事等に係る情報には契約検査課長を対応の責任者とする。

また、情報へ適切に対応するため、県民局が発注する建設工事等に係る情報は当該県民局長が、その他の建設工事等に係る情報は担当部長が、公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査審議事項

調査委員会は、建設工事等において入札談合に関する情報があった場合又は建設工事を発注する所属の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報の是非、事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合に関する情報への対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

3 調査委員会の標準構成

県民局長及び担当部長は、次の表の左欄に掲げる部局ごとの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる職にある者を標準の構成委員として調査委員会を設置する。

- (1) 県民局発注工事のための調査委員会（県民局調査委員会）

部 局	構 成 員
環境森林部	県民局長、工事検査実施行政事務所長、該当する環境森林事務所長若しくは該当する森林事務所長
農政部	県民局長、工事検査実施行政事務所長、該当する農村整備課長若しくは該当する農村整備センター長
県土整備部	県民局長、工事検査実施行政事務所長、該当する土木事務所長
その他	上記に準ずる。

- (2) その他の工事のための調査委員会（県庁調査委員会）

部 局	構 成 員
環境森林部	環境森林部長、契約検査課長、環境政策課長、森林保全課長、当該工事の主務

	課長、当該工事の入札を執行する地域機関等の長
農政部	農政部長、農政部副部長、契約検査課長、農政課長、農村整備課長、当該工事の主務課長、当該工事の入札を執行する地域機関等の長
県土整備部	県土整備部長、県土整備部技監、契約検査課長、監理課長、建設企画課長、当該工事の主務課長、当該工事の入札を執行する地域機関等の長
その他	上記に準ずる。

4 会議

調査委員会は、必要に応じ随時会議を開催する。ただし、緊急の場合等会議を開催することができないときは、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

5 事務局

調査委員会の事務局は、県民局長が委員長の場合には、当該工事検査実施行政事務所及び入札の執行事務を担当する所属に、担当部長が委員長の場合には、契約検査課及び入札の執行事務を担当する所属に置くものとする。

附 則

この要領は、平成6年8月5日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年6月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。